M００３　印象採得
1　歯冠修復（１個につき）
イ　単純印象　30点
ロ　連合印象　62点
2　欠損補綴（１装置につき）
イ　単純印象
⑴　簡単なもの　40点
⑵　困難なもの　70点
ロ　連合印象　228点
ハ　特殊印象　270点
ニ　ワンピースキャストブリッジ
⑴　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　280点
⑵　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　332点
ホ　口蓋補綴、顎補綴
⑴　印象採得が困難なもの　220点
⑵　印象採得が著しく困難なもの　400点
3　副子（１装置につき）　40点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M００３－2　テンポラリークラウン（１歯につき）　30点
注１　テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M００１に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくはジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくはジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、レジン前装金属冠又はジャケット冠の歯冠形成を算定した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、１歯につき１回に限り算定する。
2　テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は、所定点数に含まれるものとする。
M００４　リテイナー
1　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　100点
2　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　300点
M００５　装着
1　歯冠修復（１個につき）　45点
2　欠損補綴（１装置につき）
イ　ブリッジ
⑴　ワンピースキャストブリッジ
㈠　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　150点
㈡　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　300点
⑵　その他のブリッジ　70点
ロ　有床義歯
⑴　少数歯欠損　60点
⑵　多数歯欠損　120点
⑶　総義歯　230点
ハ　有床義歯修理
⑴　少数歯欠損　30点
⑵　多数歯欠損　60点
⑶　総義歯　115点
ニ　口蓋補綴、顎補綴
⑴　印象採得が困難なもの　150点
⑵　印象採得が著しく困難なもの　300点
3　副子の装着の場合（１装置につき）　30点
注　２のイについては、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
M００５－2　仮着（ワンピースキャストブリッジ）（１装置につき）
1　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点
2　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点
M００６　咬合採得
1　歯冠修復（１個につき）　16点
2　欠損補綴（１装置につき）
イ　ブリッジ
⑴　ワンピースキャストブリッジ
㈠　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　70点
㈡　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　140点
⑵　その他のブリッジ　70点
ロ　有床義歯
⑴　少数歯欠損　55点
⑵　多数歯欠損　185点
⑶　総義歯　280点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M００７　仮床試適（１床につき）
1　少数歯欠損　40点
2　多数歯欠損　100点
3　総義歯　190点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M００８　ワンピースキャストブリッジの試適
1　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点
2　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点
（歯冠修復）
M００９　充填（１歯につき）
1　充填１
イ　単純なもの　102点
ロ　複雑なもの　152点
2　充填２
イ　単純なもの　57点
ロ　複雑なもの　105点
注１　歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は１により、それ以外は２により算定する。
2　１の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。